

青少年を取り巻く有害環境への対応について
～いわゆる「JKビジネス」への対応策～

答 申

平成29年11月20日
大阪府青少年健全育成審議会

目 次

1	はじめに	2
2	「JKビジネス」に関する現状と課題	
(1)	府内の営業実態	2
(2)	悪質な営業者等の検挙事例	3
(3)	関連する主な法令	3
①	児童福祉法	
②	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
③	労働基準法	
④	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	
⑤	大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	
⑥	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例	
(4)	JKビジネスによる被害防止に資する現行の主な取組	4
①	府警察における街頭補導	
②	啓発・相談	
(5)	JKビジネスに対する高校生の意識調査とシンポジウムの開催	5
①	高校生の意識調査結果	
②	シンポジウムの開催	
(6)	国や他都県の状況	6
(7)	JKビジネスによる被害防止に向けた課題	7
3	課題への対応	
(1)	新たな対応策の必要性	7
(2)	営業者側への法的規制について	7
①	保護法益の整理	
②	規制対象者と対象年齢	
③	規制の対象とする営業形態	
④	営業者の禁止行為等	
⑤	実効性の確保（立入調査の権限、罰則等）	
(3)	JKビジネスによる被害防止に向けた教育、啓発等の充実	11
①	教育、周知啓発、相談窓口等の充実	
②	インターネット・SNSへの対策	
4	おわりに	12
■	大阪府青少年健全育成審議会委員名簿	13
■	大阪府青少年健全育成審議会特別部会委員名簿	14
■	審議経過	
【	参考資料】	15
参考資料 1	JKビジネス店舗の検挙事例	
参考資料 2	JKビジネスに関連する主な法令	
参考資料 3	JKビジネスに対する高校生の意識調査結果と調査項目	
参考資料 4	「スマホに潜む危険を考えるシンポジウム(デートDV&JKビジネス2つの事例から)」概要	

1. はじめに

近年、女子高校生等がマッサージをする、会話やゲームで楽しませる等の接客サービスを売り物とする、いわゆる「JKビジネス」（以下、「JKビジネス」という。）と呼ばれる営業形態が大都市の繁華街を中心に出現し、多様な形態で営業されている。

JKビジネスは、表向きには現行法令の規制対象とならないよう営業しているが、一部には性的なサービスを裏オプションと称して提供させる店舗が存在し、府内においても青少年が性的犯罪の被害やトラブルに巻き込まれた事例も確認されている。

また、スマートフォン等の普及により、営業者が青少年を勧誘しやすい環境であることや、青少年がJKビジネスの危険性を十分認識しないまま接近してしまいやすい環境であることから、青少年の性被害の拡大につながることも懸念される。

このような状況を踏まえ、大阪府知事から平成 29 年 4 月 25 日、大阪府青少年健全育成審議会に「JKビジネスへの対応について」諮問がなされた。当審議会は、知事からの諮問内容を専門的見地から調査・審議するため、特別部会を設置し、5回にわたって検討を重ねてきた。このたび、JKビジネスを通じて青少年が性被害等に遭うことのないよう、取り組むべき方向性等をとりまとめたので答申を行うものである。

2. 「JKビジネス」に関する現状と課題

（1）府内の営業実態

女子高校生等の接客サービスを売り物とする営業形態として府警察がこれまでに把握した府内の主な営業実態は下表のとおりである。

※営業形態の名称は、女子高校生等の接客サービスを売り物とする下表各欄に示す営業内容のものを指す用語として使用している。

営業形態の名称	営業内容
①いわゆる「リフレ」	女子従業員に高校の制服やパジャマ等を着用させ、布団上等において客の身体のマッサージや添い寝をするサービスを提供
②いわゆる「散歩」	女子従業員が散歩と呼ばれる屋外同伴デート、カラオケの同伴、観光案内等のサービスを提供
③いわゆる「コミュニケーション」	店舗内の間仕切り部屋等において、女子従業員との会話や占い、カウンセリング、ゲーム等のサービスを提供
④いわゆる「撮影」	個室又は屋外等において、女子従業員の制服等のコスプレや水着姿を撮影させるサービスを提供
⑤いわゆる「見学」「作業所」	大部屋等において制服姿等の女子従業員を待機させ又は折り紙等の作業をさせ、直接又はマジックミラー越しにその姿をのぞき見させたり、客に指名された女子従業員が注文に応じて体育座り等のポーズをするサービスを提供
⑥いわゆる「喫茶」	喫茶店内において飲食物等を提供し、かつ客の指名を受けて談笑やゲームをする等のサービスを提供
⑦ガールズ居酒屋	女子従業員に水着や下着等を着用させ、パフォーマンスつきでメニューの注文を受けたり、客の面前でダンスをさせる等のサービスを提供
⑧ガールズバー	カウンター席を設置し、女性バーテンダーがカウンター越しに接客し、酒類等を提供するショットバー形態の営業（風俗営業許可店を除く）

府警察による実態調査によると、平成 29 年 1 月時点で府内では、①から⑦の営業形態の J K ビジネス店が大阪市浪速区日本橋界限を中心に約 40 店、⑧ガールズバー等は約 190 店確認されており、店舗への任意の聞き取り調査では、いわゆる「喫茶」の一部で 18 歳未満の雇用が確認された（この時点の実態調査では、メイドカフェや普段着で接客するガールズバー等も調査対象に含まれている。）。

また、各都道府県警察が行った実態調査を集計し、平成 29 年 9 月に警察庁生活安全局少年課が公表した「いわゆる『J K ビジネス』の営業実態等の調査結果について」によると、J K ビジネス店は全国に 114 店確認され、そのうち、東京都が 78 店、大阪府が 28 店であり、両都府で全体の 9 割以上を占めている（調査の時点は平成 29 年 6 月末現在）。なお、この警察庁調査では、調査の対象を、青少年が客に接する業務に従事していることを明示又は連想させるものや青少年に関する性的好奇心をそそるおそれがあるもの等に限定している。

（２）悪質な営業者等の検挙事例

J K ビジネス店の一部には、表向きには現行法令に抵触していないように装いながら、裏オプションと称して性的サービスを提供させる違法店舗が存在し、社会問題化しつつある。府内においても青少年が J K ビジネスに近づき性的犯罪（福祉犯）の被害に遭う事案が発生している。

一例を挙げると、昨年 9 月には、「女子高校生によるカウンセリングが受けられる」との謳い文句で客を募っていたが、実際には、女子高校生等に裏オプションと称して性的サービスを提供させていた店舗が摘発され、店舗経営者等が検挙されている。また、今年に入ってから、「女子高校生との散歩・デート」を謳い文句に客を募っていた無店舗型の経営者等が、実際には、従業員として雇い入れた女子高校生等を児童買春の相手として引き合わせていたとして検挙される等、府警察では「児童福祉法」や「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」等のあらゆる現行法令を駆使して取締りを行っている。（別添資料 1 参照）

（３）関連する主な法令

J K ビジネスの営業に関連する主な法令は次のとおりである。（別添資料 2 参照）

①児童福祉法

同法第 34 条第 1 項では、何人に対しても、15 歳未満の児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為（第 5 号）や、18 歳未満の児童に淫行をさせる行為（第 6 号）、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為（第 9 号）をしてはならないと規定している。

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風適法」という。）

同法では、性風俗特殊営業に関しては第 28 条等により 18 歳未満の者に接客させることや客として立ち入らせること等を禁止している。また、接待飲食等営業に関しては第 22 条により 18 歳未満の者に客の接待をさせることや客として立ち入らせること及び 18 歳未満の者に午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間に接客させる

こと等を禁止しており、特定遊興飲食店営業に関しては第 31 条の 23 により 18 歳未満の者に午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間に、接客させることや客として立ち入らせることを禁止している。

なお、同法では、営業に際して公安委員会への届出や許可の義務を課しているが、JKビジネス店の多くは、同法に規定する各営業形態に該当しない形態で営業している。

③労働基準法

同法第 56 条では、使用する児童の最低年齢を満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の終了の時点と定めており、第 61 条では 18 歳未満の年少者を午後 10 時から午前 5 時まで使用する深夜業の禁止を定めている。

また、第 62 条により年少者の危険有害業務（年少者の福祉に有害な場所における業務）への就業を禁止しており、酒席に侍する業務や特殊の遊興的接客業における業務に就かせることは同法違反となる。

④児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春等禁止法」という。）

同法第 3 条の 2 では、何人も児童買春をしてはならないと規定しており、これに加えて第 5 条では児童買春の周旋をした者に対する罰則が、第 6 条では児童買春の周旋をする目的で児童買春をするように勧誘した者に対する罰則が規定されている。

⑤大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

同条例第 8 条では、何人も、公共の場所において不特定の者に対し、性的好奇心をそそる見せ物等を観覧させる行為や歡樂的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為等について、客引きをすることやさせることを禁止している。

⑥大阪市客引き行為等の適正化に関する条例

同条例第 5 条では、市民等は、公共の場所において、拒絶の意思を示している者に対し客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為を禁止しており、第 10 条では、禁止区域において客引き行為等をしたり、させたりすることを禁止している。

なお、18 歳未満の青少年にわいせつな行為等を行った客に対しては、児童買春等禁止法や刑法、大阪府青少年健全育成条例違反等により罰則が課される。

（４）JKビジネスによる被害防止に資する現行の主な取組

① 府警察における街頭補導

府警察においては、青少年保護の観点から、歡樂街、繁華街等において定期的に街頭補導活動等を実施している。深夜にガールズバー等で稼働している青少年や街中に立って男性客を呼び込む仕事をしている青少年を補導すること等により、支援を必要とする青少年を早期に発見できることから、JKビジネスによる被害の未然防止に繋がっている。補導した青少年には、保護者等を含めて指導を行い、必要に応じて児童相談所に通告している。

② 啓発・相談

府警察においては、府内の学校（中学校・高校・支援学校等）における「非行防止・犯罪被害防止教室」の実施や、各種キャンペーンと連動した広報啓発活動、府教育庁等と連携した広報啓発活動を行っており、被害防止の注意喚起に努めている。

大阪府では今年度、後述の高校生を対象とした意識調査やシンポジウムを開催した他、教職員に対してJKビジネスの問題点を周知する研修（「JKビジネス問題等から見る若年女性を取り巻く性暴力被害の実態～児童・生徒を被害にあわせないために」）を平成29年8月に開催し、青少年への指導の一助になるよう努めている。

また、JKビジネスを含めた性的な問題に関する相談については、府内では下記の相談窓口が設けられている。

【相談窓口】

府警察	グリーンライン（少年相談）	平日 9:00～17:45
	最寄りの警察署	24時間対応
大阪府子ども家庭センター	子どもに関わる様々な相談（府内6カ所）（他に、大阪市、堺市に児童相談所あり）	平日 9:00～17:45
大阪府女性相談センター	配偶者・恋人からの暴力の相談、ストーカー被害、夫婦や家庭内のトラブル、人間関係など	9:00～20:00（祝日・年末年始は休み）
ドーンセンター	女性のためのこころの電話相談等	火～金：17:00～21:00 土・日：10:00～16:00（祝日・年末年始は休み）
性暴力救援センター・大阪SACHICO	性暴力被害者を総合的に支援する緊急窓口	24時間ホットライン

（５）JKビジネスに対する高校生の意識調査とシンポジウムの開催

①高校生の意識調査結果

議論の参考に資するため、本特別部会の提案により、大阪府は府内の高校生に対して、JKビジネスに関する意識調査を行った（別添資料3参照）。同調査は、平成29年5月から7月にかけて、府内の高校生（回答数3,026名うち女子1,557名）に対して書面により行われ、その結果、次のことが明らかとなった。

JKビジネスについては、「聞いたことがない（又は、聞いたことはあるが、どのような仕事かは知らない）」と回答した者が74.8%、JKビジネスで働いている子を見たり聞いたりしたことが一度もない者が79.2%、JKビジネスで働いてみないかと誘われても断る者（女子のみ）が88.2%であり、高校生の多くはJKビジネスと関わりを持っていない、あるいは持つことを望んでいないと思われる。

反面、JKビジネスで働いてみないかと誘われた場合、「条件が良ければ働く（働くかもしれない）」又は「すでに働いている（働いていたことがある）」と回答した女子が合わせて7.5%（1,557人中118人）おり、条件次第ではJKビジネスで働く意思のある者が一定程度存在する。

また、JKビジネスで働くことについて、「お金のためだから仕方がない」と回答した女子が243人（15.7%）、「働いている子も客も納得しているのだから問題ない」と回答した女子が191人（12.3%）いるなど、JKビジネスで働くことに必ずしも

否定的でない者が少なからず存在する。

これらのことから、JKビジネスの危険性を十分に認識しないまま、或いは良い条件に惹かれて従事するおそれのある「予備軍」が府内に相当数存在することが推測される。

②シンポジウムの開催

府は、JKビジネスに対する当事者世代の実態をより深く把握するため、意識調査の結果をもとに、高校生や大学生を交えて「スマホに潜む危険を考えるシンポジウム～デートDV&JKビジネス2つの事例から～」を平成29年8月に開催した。（別添資料4参照）

シンポジウムでは、高校生から「スマホで、高収入のバイトとして掲載されているのを目にする機会も多いと思う」等とJKビジネスが身近な業態として高校生に認知されている旨の発言があった一方で、「友達が働くと言ったら危ないから絶対とめる」や「被害の具体例を学校で講演する等の危険性を啓発する取組の必要がある。被害防止に向けた注意喚起の活動に私も取組んでいきたい」等の発言があった。

このような青少年自身が考える取組は、青少年の性に関する健全な判断能力を育成する貴重な機会であり、自律を促す教育の観点からも有効な取組と言える。

（6）国や他都県の状況

国においては、「女性に対する暴力に関する専門調査会」（内閣府男女共同参画局）が、「いわゆる『JKビジネス』及びアダルトビデオ出演強要の問題について」現状と課題を整理した報告書（H29.3）をとりまとめた。この報告書を踏まえ、関係府省対策会議を設置し、平成29年4月を「AV出演強要・JKビジネス」等被害防止月間」と位置付け、必要な取組を緊急かつ集中的に実施する緊急対策が策定された。

5月には、被害防止月間における緊急対策の実施状況も踏まえ、対策会議において①更なる実態把握、②取締り等の強化、③教育・啓発の強化、④相談体制の充実、⑤保護・自立支援の取組強化等を柱とする「今後の対策」をとりまとめた。「今後の対策」には警察庁等による対策として、「無店舗型も含めたJKビジネスの営業に関する実態調査及び分析の実施」や「JKビジネスの禁止等に関する条例制定の支援」、「各国の法制度及び施策の調査研究の実施」、「JKビジネス稼働児童等に対する迅速な保護及び適切な支援」等について盛り込まれている。

他の都道府県では、愛知県において、青少年をJKビジネスに近づけないという青少年保護の観点から、平成27年3月に青少年保護育成条例を一部改正し、JKビジネスを「有害役務営業」と規定した上で、青少年を接客業務に従事させることや客として店舗へ立ち入らせること等を禁止し、店舗への立入調査権限を知事及び公安委員会が指定する者に付与した。（平成27年7月施行）

東京都では、JKビジネスについて必要な規制を行うこと等により、青少年の健全育成を阻害する行為及び青少年が被害者となる犯罪を防止することを目的に、都公安委員会が「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を平成29年3月に新たに制定し、7月に施行した。愛知県と同様の規制内容に加え、一部の営業を除き、営業の届出や

設置禁止区域等の規制が設けられている。

なお、兵庫県や神奈川県においてもJKビジネスの営業を規制する条例改正が検討されている。

(7) JKビジネスによる被害防止に向けた課題

JKビジネス店の一部には、表向きは現行法令の規制の対象とならないよう営業しているが、その裏で「裏オプショ

ン」と称して性的サービスを提供する等、違法な営業を行っている店舗が存在しており、JKビジネスに関連して青少年が性的犯罪の被害に遭う事例も確認されている。

また、スマートフォン等の普及により、営業者が健全なイメージを装い、高額収入の割のいいバイト等という甘言を用いて青少年を勧誘しやすい環境であることや、青少年自身がJKビジネスの危険性を十分認識しないまま接近してしまいやすい環境であることも危惧される。

こうした状況に鑑み、青少年の健全な成長に悪影響を及ぼすことのないよう、青少年がJKビジネスを介して性被害に遭わないよう未然防止策を講じることが喫緊の課題である。

また、被害防止のためにも、店内でどのようなサービスが行われているのか、性的サービスに移行しやすい環境ではないか、といったことを把握できる仕組みを講じること

3. 課題への対応

(1) 新たな対応策の必要性

以上のJKビジネスの現状と課題を踏まえ、青少年がJKビジネスを介して性被害に遭わないよう、営業者側への法的規制と青少年等への教育・啓発の充実という双方からの対策が必要である。

法的規制に関しては、店舗を保有せずインターネットで客とやりとりし、ホテル等で客と従業員を会わせる無店舗型への対応を考えると、地域性のある条例より法律による対応の方が効果的だと思われるが、前述のとおり、JKビジネスの営業が東京都と大阪府に集中していることを考えれば、府においては法律による対応を待たずに条例で対応すべきであろう。

(2) 営業者側への法的規制について

①保護法益の整理

法令に違反しない限り、JKビジネスについても憲法第22条による営業の自由が保障されることは言うまでもないが、この営業に関して青少年保護の観点から規制を設けることが営業の自由との関係から妥当かという点について検討した。

実際にJKビジネスを介して性的犯罪に遭う青少年が存在することや、裏オプショ

青少年を有害な役務から保護する目的を達成するために必要な限度において営業を規制することは、営業の自由の不当な制限には当たらないと考える。

②規制対象者と対象年齢

規制対象者を営業者のみならず、客や働く青少年にも拡大すべきかという観点から検討した。まず、客については、JKビジネスへの青少年の従事を禁止すれば、客が当該営業を介して青少年に接する機会はなくなるため、規制の目的は達成できる。また、前述のとおり、18歳未満の青少年にわいせつな行為等を行った客に対しては、児童買春等禁止法や刑法、大阪府青少年健全育成条例違反等により罰則が課されている。青少年については、心身共に未熟なため保護すべき対象であるという現行諸法令の基本的な考え方と整合性を保つべきである。以上のことから、客や青少年を規制対象とする必要性はないと考える。

保護する対象の年齢については、18歳未満とせず、20歳未満まで拡大すべきという意見や、学校教育と関連させて満18歳に達した日の属する年度末とするのが適切ではないかという意見もあったが、18歳未満の者を保護の対象としている他の諸法令との整合性を考慮すると、JKビジネスの規制のみ年齢を上げるということは現実的ではない。例えば、児童福祉法では児童の定義を18歳未満としているが、これは、「心身の発育状態を考慮して社会的・経済的能力において成人と同様に扱うことが適当でない」との考えを根拠としており、これらの諸法令の考え方との整合性から18歳未満が適当と考える。

③規制の対象とする営業形態

JKビジネスが様々な形態で営業されている中で、十把一絡げに議論するのではなく、営業形態別に問題点を明確にした上で、社会的許容性の観点や規制逃れ防止の観点からも議論を進めた。

<営業形態別の問題点>

いわゆる「リフレ」や「散歩」、「コミュニケーション」は、客と一対一で接する営業形態であり、「リフレ」はもちろん、「散歩」や「コミュニケーション」であっても身体的接触を伴う場合があることから、性的サービスに移行する危険性が高いと言える。

また、いわゆる「撮影」や「見学・作業所」についても客と一対一になる場合があるほか、卑わいなポーズの求めに応じる等、役務そのものの性的要素が大きく、性的サービスに移行する危険性も高いと言える。【以下、「リフレ」、「散歩」、「コミュニケーション」、「撮影」、「見学・作業所」を「有害役務営業」という。】

一方、飲食の提供を伴ういわゆる「喫茶」や「ガールズ居酒屋」、「ガールズバー」といった営業形態は、通常、客と一対一で接することはなく、性的サービスに移行する危険性は他の営業形態に比べれば高くないかもしれない。しかし、接客する者に、水着や下着等の露出度が高い衣服を着用させることによって、客の性的好奇心をそそるおそれのある場合は、青少年を性的対象として扱う就労環境であると言え、そのこ

と自体が青少年の健全育成に悪影響を及ぼすものとする。【以下、「喫茶」、「ガールズ居酒屋」、「ガールズバー」を「準有害役務営業」という。】

いずれの営業形態も、青少年の健全な性観念や金銭感覚、職業観等に著しく悪影響を及ぼすおそれがある役務であると考えられるが、大別すると、有害役務営業については、青少年の性被害を未然に防止する観点から、準有害役務営業については、青少年の健全な成長を阻害する有害な役務であるという観点から、いずれの営業形態についても規制対象とすべきである。

＜社会的許容性の観点＞

規制する対象を検討する際に最も苦慮した点が、社会的に許容されている営業との区別である。準有害役務営業については、青少年に悪影響を及ぼすものとそうでないものとを役務の内容で明確に区別することは難しいため、接客する者の服装で区別することとし、水着や下着、その他露出度が著しく高い服装をさせることを規制の要件とすることが妥当と考える。

なお、意見が分かれたのが学校制服の取扱いである。様々な性的嗜好がある中で、学校制服も例外ではないことから、これを着用した接客業態も規制すべきという意見があったものの、学校制服を模したコスチュームのアイドル等が社会的に許容されている現状では、当該営業を規制対象とする正当な理由が現時点では見当たらないという結論に至った。ただし、今後の動きを注視し、必要があれば条例改正により対応することを求めるものである。

＜規制逃れ防止の観点＞

J Kビジネスは、そもそも女子高校生による接客を売り物とする営業形態であるため、規制の対象とする営業形態を女子高校生による接客を明示又は連想させる文字（J K、学園等）等を店名や広告宣伝に用いているものに限定すべきか否かという観点からも検討した。

府内において、現時点では、「J K」や「学園」等の文字等を店名や広告に用いている店舗が比較的少ないことや、「J K」や「学園」等の文字等を用いていない店舗であってもこれらの文字等を用いて営業している店舗と同様、役務や就労環境が青少年にとって有害であることに変わりはないため、規制対象を青少年による接客を明示又は連想させる文字等を用いている店舗に限定すべきではないと考える。

また、規制の対象とする営業形態に詳細な要件を定めれば定めるほど、その要件に当てはまらないよう、形態を少し変えて営業する規制逃れを助長しかねない。規制する以上は、その対象を明確に定める必要があるが、青少年保護という目的のためには、規制逃れを防止するためにある程度包括的な定義の方が望ましい。

なお、言うまでもないが、店舗を置かず、インターネットで客とやりとりする無店舗型の営業形態についても同様に規制対象とし、府はその営業の捕捉に努めるべきである。

＜風適法との関係の整理＞

風適法では、清浄な風俗環境の保持と少年の健全育成に障害を及ぼす行為の防止を目的に営業者等への規制を設けており、例えば、接待飲食等営業や特定遊興飲食店営業等では18歳未満の者に対し、午後10時から翌日の午前6時までの間に接客させることを禁止している。同法が、この時間帯以外の時間に青少年を従事させることは禁止していないところ、後述するとおり、JKビジネス店に対して時間の限定を設けずに青少年を従事させることを禁ずれば、この部分が同法を上回る規制となる。

しかしながら、JKビジネス店で青少年が接客することにより、性被害につながる危険性があることや青少年の健全な成長に悪影響を及ぼすおそれがあることは、従事する時間帯にかかわらずと考えられることから、時間の限定を設けずに規制することには妥当性があると考えられる。

また、規制の対象とするJKビジネスの営業形態の中には風適法の規制対象となっている営業形態と重なるものも存在するため、これを規制の対象から除外すべきかどうか検討したが、本規制は青少年の健全育成を主な目的としており、公序良俗の保持を主な目的とする風適法とは目的を異にしていることから、風適法の規制対象を本規制の対象から除外する必要はないと考える。

④ 営業者の禁止行為等

有害役務営業と準有害役務営業では、性被害に遭う危険性の大きさに違いがあるように思われるため、禁止行為を検討するに当たっては、この二つの営業形態を分けて議論したが、いずれの営業形態も青少年の健全育成を害する有害な役務であり、本規制が有害環境から青少年を保護し、もって健全育成に寄与するという目的から規制するものであることを考えると、規制内容に差異を設けず、同じ内容とすることが妥当であろう。

禁止事項としては、有害役務営業及び準有害役務営業に青少年を近づけないために、青少年を接客の業務に従事させることやこれらの営業店に客として立ち入らせることを禁止するとともに、青少年に対して客に接する業務に従事するよう勧誘すること、青少年に対して客となるように勧誘すること、客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること、客となるよう青少年に勧誘させること、青少年に対して広告文書等を配布すること、広告文書等を青少年に配布させることを禁止することが必要であろう。加えて、青少年の立入を禁ずる旨を広告又は宣伝に明示する義務や、店舗入口へ掲示する義務、従業員の実態を明確に把握するための従業者名簿の備え付け義務についても盛り込むことが妥当である。

また、営業の届出の要否についても検討した。営業の届出制は営業実態を把握するために必要といった意見や、営業者側に届出対象業種であることを認識させることにより、営業者の自律的な規制を促す効果があるといった意見、禁止行為違反として直ちに罰則を課すのではなく、まずは届出義務違反として行政指導の対象とすることが望ましいといった意見があった。

これらの意見に対しては、営業実態は警察による日頃のパトロールやサイバーパトロールにおいて捕捉可能といった意見や、届出制を導入すると届出済みであることを

悪用し、あたかも行政から公認を得た営業所であるような広告を行う悪質な営業者が現れる恐れがあるといった意見があった。併せて、営業者に届出義務を課すためには、営業形態の要件を限定する必要があるが、そうすることによって、要件の一部をすり抜けて営業する規制逃れを助長することになりかねない。これらのことを考えると、届出制を導入しなくとも、青少年保護という規制の目的を達成するのに支障がないと思われる。

⑤ 実効性の確保（立入調査の権限、罰則等）

規制の実効性を担保するためには、規制内容の履行状況を把握するための営業所への立入調査権限を持つ必要があり、この権限は知事部局の他にも、捜査に移行する可能性を考慮して公安委員会にも付与すべきである。

また、性被害等により青少年が受ける影響の大きさ等に鑑みると、禁止事項や義務事項に違反した営業者に対しては、行政指導のみでは足りず、罰則や営業停止命令といった担保が必要であると考えられる。

さらに、違反行為者とともに、その属する法人又は雇主に対しても同様の罰則を科す両罰規定や、年齢を知らないことを理由に処罰を免れない年齢知情の特則を盛り込むべきであろう。

（３）JKビジネスによる被害防止に向けた教育・啓発等の充実

青少年の健全な育成のため、営業者への法的規制と併せて、青少年を有害な役務や環境に近づけさせないための青少年等への教育や啓発等の充実も重要である。

① 教育、周知啓発、相談窓口等の充実

前述の高校生に対する意識調査の結果によると、JKビジネスをテレビや新聞で知った生徒は、インターネットやSNSで知った生徒や友達から聞いた生徒よりも、「JKビジネスで働かないかと誘われたらどうするか」との問いに対して、「絶対に断る」や「悩むがたぶん断る」と答えた割合が高いことが分かった。テレビや新聞がJKビジネスに関する性的犯罪を報道し、それを見聞きした高校生はJKビジネスの危険性を一定程度認識できることが要因の一つと考えられ、このことから、JKビジネスで青少年が働くことの危険性を伝えることは効果があると考えられる。

そのため、青少年（中高生）に直接働きかける取組を進めるべきであり、その手法としては、学校や地域において、悪質な営業者の手口や具体的な被害事例を知る府警察等による「非行防止・犯罪被害防止教室」等の機会を活用したり、臨場感を持たせるために啓発動画を盛り込んだ教材をつくり、これを活用することが効果的であろう。併せて、生徒指導担当等の教職員に対しても、生徒への適切な指導ができるよう、被害防止に関する正確な情報を提供し、効果的な研修等に努められたい。

また、心身ともに発達段階にある青少年に大人社会が与える影響は極めて大きく、大人社会の意識の低下が青少年にも影響を与えていると考えられる。「大人が変われば子どもも変わる」。まずは、大人社会の意識を変容させることが重要であり、大阪府においては教育庁や警察等の関係部局やPTA協議会等の関係機関と連携し、保護者等、大人を対象にした効果的な啓発に努められたい。

加えて、JKビジネスにとどまらず、自画撮りによる児童ポルノ被害や、SNSアプリを利用した着用済み下着等の売買、いわゆる「パパ活」等、次々生じる青少年の性に関する新たな社会事象を見聞きするにつけ、その背景には共通の問題があると考えられる。近年よく指摘されている「子どもの貧困」と言われる経済的な貧困のみならず、青少年の人間関係の希薄さやそれらに起因する居場所のなさ、更には自己肯定感の低さ等の精神的な要素も考えられる。

これらの課題は、家庭や社会の在り様にもかかわる大きな問題であり、その解決に即効薬はなく、府をはじめとした行政機関等が現在も横断的に取り組んでいる様々な対策を継続して実施していくことが望まれる。

また、支援を必要としている青少年ほど自ら声を上げにくい傾向にあるため、相談窓口を一層周知し、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、JKビジネスから抜け出せない青少年に対しては、適切な支援機関に繋げることができるよう、日頃から関係機関の情報共有も必要であろう。

② インターネット・SNSへの対策

インターネットやSNS上の広告、勧誘には、「散歩するだけで高収入」などの甘言が溢れており、社会経験も浅く判断能力の未熟な青少年は惑わされやすい。営業者への法的規制と併せて、営業者を介さない個人間のやりとりに対しても一定の規制が必要かもしれない。しかし、インターネットの問題は地域性のある条例では限界があるため、本来は法律において全国統一的な対策を講じるべき問題である。府は今後、青少年や保護者等が正しい情報を収集する能力やこれを活用する能力を身に付けることができるよう、教育や啓発等に取り組むことと併せて、必要に応じて国に対して必要な対策を講じるよう働きかけられたい。

4. おわりに

特別部会において、JKビジネスを通じて青少年が性被害等に遭うことのないよう、また青少年自身が危険性の認識のないまま有害環境に近づくことのないよう、様々な観点から具体的な対応方策について検討を重ねてきた。

青少年に悪影響を及ぼすおそれのあるJKビジネスに対しては、青少年を守るため、近づけさせない対策として条例による規制が必要である。その際、青少年を有害環境から保護し、もって青少年の健全育成に寄与するという本規制の目的を考えると、青少年健全育成条例を改正してJKビジネスへの規制を盛り込むことが適当であろう。

併せて、青少年が安易な気持ちでJKビジネスに近づいてしまわないよう、危険性等を正しく認識し、健全な判断能力を持って自ら行動できるよう、自律を促す教育が重要である。

また、保護者等、大人に対してもJKビジネスの危険性等について周知啓発することも欠かせない。特効薬はなくとも、青少年が健全に成長できるよう社会全体で見守り続けるために有効と思われる取組を継続して実施することが、大阪府の重要な役割と考える。

■大阪府青少年健全育成審議会 委員名簿 [五十音順]

氏 名	所 属
石橋 寿恵夫	(一財)大阪府こども会育成連合会 理事長
一村 小百合	関西福祉科学大学社会福祉学部 准教授
伊藤 廣幸	(一社)日本フロンティア・チェン協会 専務理事
入澤 恵子	(一社)日本ガールスカウト大阪府連盟 連盟長
角野 茂樹(会長)	関西外国語大学教職教育センター 所長
草島 葉子	大阪私立中学校高等学校連合会 副会長
柴田 真理子	大阪府立精神医療センター児童・思春期科 主任部長
松風 勝代	(社福)大阪府衛生会 児童心理治療施設 希望の杜園長
白井 利明	大阪教育大学教育学部 教授
白砂 明子	(一社)キャリアブリッジ 理事・総括責任者
杉田 菜穂	大阪市立大学経済学部 准教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
園田 寿	甲南大学法科大学院 教授
高沼 英樹	(一社)日本雑誌協会編集倫理委員会 委員長
竹内 明子	大阪府PTA協議会 理事
竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部 准教授
辻元 達夫	西日本遊戯銃防犯懇話会 会長
手取 義宏	大阪教育大学教育学部 教授
八山 真由子	大阪弁護士会
林 広人	公募委員
廣瀬 久忠	大阪府警察本部少年課長
福川 妃路子	前大阪府立高等学校PTA協議会 幹事
藤田 彰	大阪府書店商業組合 常務理事
松浦 宏樹	公募委員
みつぎ 浩明	大阪府議会教育常任委員会 委員長
山下 浩昭	大阪府議会健康福祉常任委員会 委員長
矢橋 康雄	(一社)電気通信事業者協会 業務部長
横山 英幸	大阪府議会総務常任委員会 委員長
和田 賢治	大阪府議会警察常任委員会 委員長

■大阪府青少年健全育成審議会 特別部会委員名簿 [五十音順]

氏 名	所 属
角野 茂樹	関西外国語大学教職教育センター所長
松風 勝代	(社福)大阪府衛生会 児童心理治療施設 希望の杜園長
白井 利明	大阪教育大学教育学部教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
園田 寿(部会長)	甲南大学法科大学院教授
竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部准教授
八山 真由子	大阪弁護士会

■審議経過

【第1回審議会】平成29年4月25日(火)

諮問「青少年を取り巻く有害環境への対応(いわゆるJKビジネスへの対応策)について

【第1回特別部会】平成29年4月25日(火)

議 題 ・いわゆる「JKビジネス」への対応策について

【第2回特別部会】平成29年6月13日(火)

議 題 ・関係法令について
・規制の必要性等について

【第3回特別部会】平成29年7月25日(火)

議 題 ・具体的な規制の内容について

【第4回特別部会】平成29年9月6日(水)

議 題 ・具体的な規制の内容について
・JKビジネスに関する啓発活動について

【第5回特別部会】平成29年10月30日(月)

議 題 ・これまでの議論のとりまとめについて
・啓発対策について

【第2回審議会】平成29年11月10日(金)

議 題 ・特別部会からの報告「青少年を取り巻く有害環境への対応(いわゆるJKビジネスへの対応策)について」

〈参考：リンク先〉

・特別部会の議論の詳細は →

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/shingikai/singikai29.html>

参 考 資 料 編

- 参考資料 1 JKビジネス店舗の検挙事例
- 参考資料 2 JKビジネスに関連する主な法令
- 参考資料 3 JKビジネスに対する高校生の意識調査結果（単純集計）と調査項目
- 参考資料 4 「スマホに潜む危険を考えるシンポジウム(デートDV&JKビジネス2つの事例から)」概要

「JKビジネス」店舗検挙事例

営業形態	検挙事例	関係法令
いわゆる 「コミュニケーション」	学生カウンセラーという名目で青少年を雇い入れ、「女子高生によるカウンセリング」を謳い文句に、マンションの部屋を借り上げたプレイルームで、青少年等が男性客を相手に裏オプショント称する性的サービスを提供していたもの（H28.9）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（禁止区域営業） 児童福祉法違反 （児童に淫行をさせる行為）
複合 （いわゆる 「リフレ」・ 「コミュニケーション」）	表向きは女子従業員が、客に会話やマッサージ等を提供する店舗を装いながら、店内に設けた個室において、裏オプショント称し客が女子従業員の身体に接触するサービスを提供していたもの（H28.11）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（禁止区域営業）
いわゆる 「見学」	セーラー服や水着姿の女子従業員が、男性客のいる個室とマジックミラーで隔てたスペースにおいて、客の求めに応じた姿勢等になりその様子をカメラ等で撮影させるなどのサービスや、裏オプショント称する性的サービスを提供していたもの（H28.11）	児童福祉法違反 （児童に淫行をさせる行為）
いわゆる 「散歩」	女子高校生と一緒に散歩やデートができる、観光案内を受けられるとして営業していたが、裏オプショント称して性的サービスを提供 17歳の少女2人に男性客2人を引き合わせ、ホテルでわいせつな行為をさせたもの（H29.5）	児童福祉法違反 （児童に淫行をさせる行為）

参考資料 2

JKビジネスに関連する主な法令

<p>児童福祉法</p>	<p><第34条第1項>何人も、次に掲げる行為をしてはならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満15歳に満たない児童に酒席に待する行為を業務としてさせる行為(第5号) ⇒3年以下懲役 or 100万円以下罰金 ●児童に淫行をさせる行為(第6号) ⇒10年以下懲役or 300万円以下罰金 ●児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為(第9号) ⇒3年以下懲役 or 100万円以下罰金
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</p>	<p>【風俗営業のうち接待飲食等営業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●接待飲食等営業者の禁止行為(第22条) ⇒1年以下懲役 or 100万円以下罰金 客引きをすること客引きのために公共の場所で人の身辺に立ちふさがり、つきまとうこと 18歳未満者に客の接待をさせること、18歳未満者を客として立ち入らせること 18歳未満者に午後10時～午前6時まで客に接する業務に従事させること <p>【性風俗特殊営業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●性風俗特殊営業者の禁止行為(第28条第12項)⇒1年以下懲役or 100万円以下罰金 客引きをすること客引きのために公共の場所で人の身辺に立ちふさがり、つきまとうこと 18歳未満者に接客させること、18歳未満者を客として立ち入らせること ●性風俗特殊営業の禁止区域(第28条第1項) ⇒2年以下懲役 or 200万円以下罰金 学校、図書館等又は条例で定めるものの敷地の周辺200メートルの区域内での営業禁止 このほか、条例により地域を定めて店舗型営業の禁止(第28条第2項) <p>【特定遊興飲食店営業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定遊興飲食店営業(第31条の23)・深夜酒類提供飲食店営業(32条3項) ⇒1年以下懲役 or 100万円以下罰金 客引きをすること、客引きのために公共の場所で人の身辺に立ちふさがり、つきまとうこと 18歳未満者に午後10時～午前6時まで接客させること 18歳未満者を午後10時～午前6時まで客として立ち入らせること
<p>労働基準法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●使用する児童の最低年齢(第56条) ⇒1年以下懲役 or 50万円以下罰金 使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用し てはならない ●深夜業の禁止(第61条) ⇒6月以下懲役 or 30万円以下罰金 18歳未満者を午後10時から午前5時まで使用してはならない ●18歳未満者の危険有害業務(福祉に有害な場所における業務として政令で定めるもの)の就業 制限(第62条) ⇒6月以下懲役 or 30万円以下罰金 <ul style="list-style-type: none"> ・酒席に待する業務(年少者労働基準規則第8条44号) ・特殊の遊興的接客業における業務(同規則第8条45号)
<p>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律</p>	<p><定義>第2条 児童買春とは、児童、児童に対する性交等の周旋をした者又は児童の保護者に対し、対償を供与し、又はその約束をして当該児童に対し性交等をするをいう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童買春の周旋をした者(第5条) ⇒5年以下懲役 or 500万円以下罰金 ●児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者(第6条) ⇒5年以下懲役 or 500万円以下罰金
<p>大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●不当な客引き行為等の禁止(第8条第2項) ⇒100万円以下罰金 何人も対償を供与し、又はその約束をして、人の性的好奇心をそそる見せ物や行為を提供する営業等にかかる客引き、勧誘等をさせてはならない
<p>大阪市客引き行為等の適正化に関する条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●拒絶の意思を示している者に対し、公共の場所における禁止行為等(第5条) ⇒罰則なし 客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること ●禁止区域における客引き行為等をする事・させることの禁止(第10条) ⇒勧告・命令の上、従わなければ5万円以下の過料 禁止区域：キタ、ミナミ

参考資料 3

いわゆる「JKビジネス」に対する意識調査結果（単純集計）

【調査の概要】

方法：府内の高校に協力の依頼をし、同意のあった府立高校9校において書面により調査を実施。

期間：平成29年5月～7月

対象：3,026名（男子1,255名、女子1,557名、無回答214名）

問1. あなたは「JKビジネス」という言葉を聞いたことがありますか？	全体		うち女子	
	人数	割合	人数	割合
1.聞いたことがあります、どんな仕事かも知っている	734	24.3%	367	23.6%
2.聞いたことがあるが、どんな仕事かは知らない	607	20.1%	332	21.3%
3.聞いたことがない(初めて聞いた)	1,654	54.7%	852	54.7%
4.無回答	31	1.0%	6	0.4%
合計(人/%)	3,026	100%	1,557	100%

問2. 上の質問で1又は2に○をつけた人だけに伺います。あなたは「JKビジネス」についてどこで聞きましたか？(複数回答可)

	全体		うち女子	
	人数	割合	人数	割合
1.インターネット(広告・求人・ニュース)	450	33.6%	200	28.6%
2.SNS(twitter、LINEなど)	251	18.7%	152	21.7%
3.テレビや新聞	792	59.1%	422	60.4%
4.友だち等	222	16.6%	125	17.9%
5.勧誘(スカウト)	52	3.9%	52	7.4%
6.その他	75	5.6%	35	5.0%
合計(人/%)	1,842	137%	986	141%

問3. あなたの知り合いの15歳から18歳の子で、JKビジネスで働いている子を見たり聞いたりしたことはありますか？

	全体		うち女子	
	人数	割合	人数	割合
1.一度もない	2,397	79.2%	1,192	76.6%
2.一度はある	265	8.8%	181	11.6%
3.何度もある	211	7.0%	123	7.9%
4.無回答	153	5.1%	61	3.9%
合計(人/%)	3,026	100%	1,557	100%

問4. 15歳から18歳の子で「JKビジネス」で働く子は、これから増えると思いますか？	全体		うち女子	
	1.増えると思う	942	31.1%	506
2.減ると思う	75	2.5%	35	2.2%
3.わからない	1,864	61.6%	958	61.5%
4.無回答	145	4.8%	58	3.7%
合計(人／%)	3,026	100%	1,557	100%

問5. あなたは、「JKビジネス」で働いてみないかと誘われたらどうしますか？	全体		うち女子	
	1.絶対ことわる	2,285	75.5%	1,233
2.悩むが、たぶんことわる	219	7.2%	140	9.0%
3.条件が良ければ、働くかもしれない	135	4.5%	68	4.4%
4.条件が良ければ、働く	94	3.1%	37	2.4%
5.既に働いている、もしくは働いていたことがある	34	1.1%	13	0.8%
6.無回答	259	8.6%	66	4.2%
合計(人／%)	3,026	100%	1,557	100%

問6. 「JKビジネス」で働いている人は、どんなきっかけで働くことになったと思いますか？(複数回答可)	全体		うち女子	
	1.友だちに誘われて	1,080	35.7%	605
2.大人から誘われて(スカウトなど)	868	28.7%	475	30.5%
3.インターネットの広告、SNS、求人サイトを見て	535	17.7%	293	18.8%
4.生活費や学費のため	1,133	37.4%	626	40.2%
5.好きなものを買ったり、遊びに行ったりするため	1,267	41.9%	725	46.6%
6.興味や好奇心で何となく	582	19.2%	337	21.6%
7.その他	138	4.6%	45	2.9%
合計(人／%)	5,603	185%	3,106	199%

問7. 15歳から18歳の子が「JKビジネス」で働くことについて、あなたはどう思いますか？(複数回答可)	全体		うち女子	
	1.お金のためだからしかたがない	587	19.4%	243
2.働いている子も客も納得しているのだから問題ない	381	12.6%	191	12.3%
3.みんなやっていることだから問題ない	59	1.9%	15	1.0%
4.風俗や危ない薬などの世界につながっていくかもしれない、危険だ	1600	52.9%	940	60.4%
5.親や家族を悲しませるかもしれない	1272	42.0%	736	47.3%
6.その他	234	7.7%	91	5.8%
合計(人／%)	4,133	137%	2,216	142%

いわゆる「JKビジネス」に対する意識調査

あなたの学年、性別を教えてください。

学年（ _____ 年生 ）（ 男 ・ 女 ・ 答えたくない ）

下記の質問のあてはまる数字に○をつけてください。

質問1 あなたは「JKビジネス」※ という言葉を聞いたことがありますか？

1. 聞いたことがあり、どんな仕事かも知っている
2. 聞いたことがあるが、どんな仕事かは知らない
3. 聞いたことがない（初めて聞いた）

※「JKビジネス」とは、ガールズバーのほか、異性の客と会話やゲーム等をする、散歩をする、個室でマッサージや添い寝をするなどしてお金をもらう仕事

質問2 上の質問で1又は2に○をつけた人だけにうかがいます。

あなたは「JKビジネス」についてどこで聞きましたか？（複数回答可）

1. インターネット（広告・求人・ニュース）
2. SNS（twitter、LINE など）
3. テレビや新聞
4. 友だち等
5. 勧誘（スカウト）
6. その他（ _____ ）

質問3 あなたの知り合いの15歳から18歳の子で、「JKビジネス」で働いている子を見たり聞いたりしたことはありますか？

1. 一度もない
2. 一度はある
3. 何度もある

質問4 15歳から18歳の子で「JKビジネス」で働く子は、これから増えると思いますか？

1. 増えると思う
2. 減ると思う
3. わからない

質問5 あなたは、「JKビジネス」で働いてみないかと誘われたらどうしますか？

1. 絶対ことわる
2. 悩むが、たぶんことわる
3. 条件が良ければ、働くかもしれない
4. 条件が良ければ、働く
5. 既に働いている、もしくは働いていたことがある

質問6 「JKビジネス」で働いている人は、どんなきっかけで働くことになったと思いますか？

（複数回答可）

1. 友だちに誘われて
2. 大人から誘われて（スカウトなど）
3. インターネットの広告、SNS、求人サイトを見て
4. 生活費や学費のため
5. 好きなものを買ったり、遊びに行ったりするため
6. 興味や好奇心で何となく
7. その他（ _____ ）

質問7 15歳から18歳の子が「JKビジネス」で働くことについて、あなたはどのように思いますか？

（複数回答可）

1. お金のためだからしかたがない
2. 働いている子も客も納得しているのだから問題ない
3. みんなやっていることだから問題ない
4. こうした仕事を続けていると、いつの間にか風俗や危ない薬などの世界につながっていくかもしれない
5. 親や家族を悲しませるかもしれない
6. その他（ _____ ）

スマホに潜む危険を考えるシンポジウム ～デートDV&JKビジネス2つの事例から～

スマホに潜む危険に陥らないよう、高校生の視点を交えながら、現状や背景を探り、対策を模索した。
 <プログラム>

- ・基調講演「スマホ時代を生きる子どもたちのために～今、大人が知っておきたいこと～」
 講師・コーディネーター：竹内 和雄（兵庫県立大学環境人間学部准教授）
- ・高校生からのアンケート結果発表
- ・高校生と大学生によるパネルディスカッション

日 時：平成29年8月21日（月）14時～17時

場 所：生野区役所6階大会議室

共 催：大阪の子どもを守るネット対策事業実行委員会（事務局：大阪府青少年課）

生野区地域福祉アクションプラン デートDV防止推進チーム（事務局：生野区・生野区社協）

来場者：約120名（参加高校生等13名含む）



午前中の高校生等によるワークショップ



高校生からのアンケート結果発表



高校生と大学生によるパネルディスカッション

JKビジネスに対する高校生アンケートの結果について

対象：府内高校生 3,026人（男子1,255名、女子1,557名、無回答214名）

実施：平成29年5～7月

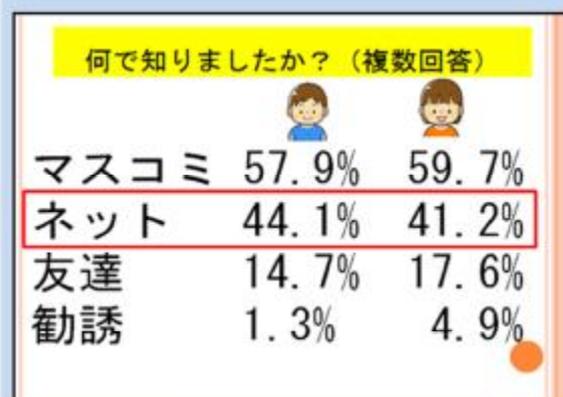
分析：兵庫県立大学 竹内研究室

※ 各項目について無回答のもの等を除いて集計しているため、大阪府の公表数値とは差異がある。



<シンポジウムで高校生らから出た意見>

- ・JKビジネスという言葉は知らなくても、女子高生がマッサージするとか散歩するとか、そういう営業形態があることを知っている人は多いと思う。



<シンポジウムで高校生らから出た意見>

- ・最近よくテレビや新聞などで取り上げられているのを見るけど、やはり高校生の情報源はスマホ。
- ・スマホで、高収入のバイトとして掲載されているのを目にする機会も多いと思う。

15～18歳の知り合い 働いている？

見たり聞いたりしたことがある



10.3%



20.2%

<シンポジウムで高校生らから出た意見>

- ・実際に働いている子は後ろめたさがあるから、親には絶対に言わないだろうし、友達にも知られなくなと思う。
- ・働いているところを偶然見られるのも嫌なので学校や自宅から離れた場所で働くと思う。
- ・なので、実際はもっと多いのかもしれない。

勧誘されたら？（複数回答）

- 83.1% 絶対断る
- 9.4% 迷うがたぶん断る
- 4.5% 条件良ければ働くかも
- 2.3% 条件良ければ働く
- 0.7% 働いている（いた）

7.5%

<シンポジウムで高校生らから出た意見>

- ・絶対断ると回答した人が圧倒的に多いけど、条件が良かったら働くかもしれないと答えた人が約7%。もし、友達が働くと言ったら、危ないから絶対とめる。
- ・メルカリ（フリーマーケットができるSNSアプリ）やヤフーオークションではJKが飲んだジュースの空き缶が2万円で売られているのを見た。それだけJKというブランド力は強いと思う。

働くこと、どう思う？（複数回答）

- ↑ 60.4% 危険（風俗、薬等）
- 47.3% 親を悲しませる
- ↓ 15.7% お金のため
- 12.3% 本人も客も納得
- 0.1% みんなやってる

<シンポジウムで高校生から出た意見>

- ・危険と答えた割合が6割とは低い。被害の実体験をもつ人を学校に招いて講演してもらうとか、もっと危険性を啓発する必要があると思う。
- ・お金のため以外にも、寂しいから、かまってほしいからJKビジネスに近づく子もいるのかもしれない。
- ・親が無関心とか複雑な家庭環境にある子も多いのかもしれない。

シンポジウムで出たその他の意見

- 先生に言うとすぐに学年集会を開いて大げさなことになるから相談しづらい。逆に学校に居づらくなってしまふ。まずは相談してきた子のお話を受け止めて、どうして欲しいのかを聞いてあげてほしい。（高校生より）
- JKビジネスで働く（働こうとしている）子は、「危険が身に迫れば逃げれる」「危なくない仕事だけするから大丈夫」と思っているだろうが、実は、客からの要求も徐々にエスカレートしていく中で感覚が麻痺して抵抗感が薄れ、少しずつ危険な仕事にハードルを下げてしまうのではないか。（会場の大人より）
- このシンポジウムを通してJKビジネスが色々な危険を含んでいることを知った。高収入の割のいいバイトと軽い気持ちで考えている高校生もいると思うので、今日をきっかけに同世代に注意喚起する活動に取り組んでいきたい。大人の皆さんも協力して欲しい。（高校生より）